試 験 成 績 書

発行番号 JFD1865-001
発行日　2026年4月24日

環境計量証明事業登録(濃度)第6号
食品衛生法登録検査機関　近厚第1005第2号
飼料安全法登録検定機関　検第7号
厚生労働省水質検査機関　第72号

株式会社　日　吉
〒523-8555
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL　0748-32-5001　FAX　0748-32-4192

測定担当者:中田　俊芳

大丸エナウィン　株式会社　アクアボトリング鈴鹿工場　様

貴依頼による試験の結果を次のとおり報告いたします。

試料情報

案件名	放射能精密検査
検体管理番号	DV4210
試料名	エフィールウォーター　ST04100852
試料搬入日	2026年4月13日
試料備考	製造日:2026年4月10日

測定情報

測定装置	キャンベラ社製　ゲルマニウム半導体検出器　GC3020
測定容器	マリネリ2L容器
測定試料量/ 測定時間	8.00kg / 3600秒
測定方法	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー (平成4年改訂　文部科学省) に準拠

測定結果

検査項目	単位	測定結果	検出限界	規格基準
ヨウ素131	Bq/kg	不検出	0.10	-
セシウム134	Bq/kg	不検出	0.10	-
セシウム136	Bq/kg	不検出	0.10	-
セシウム137	Bq/kg	不検出	0.10	-
セシウム(合計)	Bq/kg	不検出	-	10

【備考】
1. 不検出とは検出限界未満を示します。
2. 検出限界とは、測定器が検出可能な最小濃度です。

報告書No.　JFD2756-001-00　(1/1)
発行日　2026年04月28日

検査結果報告書

大丸エナウィン　株式会社　アクアボトリング鈴鹿工場　様

株式会社日吉
食品衛生法登録検査機関(厚生労働省発近厚第1027001号)
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001　FAX: 0748-32-4192

2026年04月21日　にご依頼いただきました試料について、検査結果を下記の通り報告いたします。

採取場所名	大丸エナウィン株式会社　アクアボトリング鈴鹿工場							
試料名	地下水タンク							
採取日時	2026年04月20日							
天候	前日　－　当日　－	気温	－　℃	水温	－　℃	残留塩素	－　mg/L	
採取者	送付							

判定	検査結果において 第1 食品 D 各条 ○清涼飲料水　2 清涼飲料水の製造基準 に適合しています。

	検査項目	単位	検査結果	判定	基準値
1	大腸菌群	－	陰性	適	陰性
2	細菌数(生菌数)	個/mL	30以下	適	100以下
	-以下余白-				

備考	食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

管理No.　DV7740